

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
放射線安全審議委員会規程

〔平成16年4月19日
規程第40号〕

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)に、放射線安全審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、機構長の求めに応じ、機構の放射線安全を確保するため、次に掲げる事項を審議する。

(1) 放射線に対する安全を確保するうえに必要な施策に関すること。

(2) 放射線取扱施設・設備の設置及び変更に伴う放射線安全確保に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 共通基盤研究施設長

(2) 放射線科学センター長

(3) 安全委員会委員長

(4) 放射線取扱主任者

(5) 放射線管理室長

(6) 各研究所の職員のうちから 各2人

(7) 加速器研究施設の職員のうちから 2人

(8) 共通基盤研究施設の職員のうちから 1人

(9) 機構以外の素粒子原子核研究者 2人

(10) 機構以外の物質構造科学研究者 2人

(11) 機構以外の学職経験者 5人以内

(12) その他機構長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第6号から第12号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうち機構の職員である者から機構長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、放射線管理室において処理し、管理局の関係課がこれに協力するものとする。

(雑則)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行後、第3条第6号から第12号までに掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。